



平成25年5月21日

## 監査報告書

社会福祉法人 博愛会  
理事会 御中  
評議員会 御中

監事 菊地和友   
監事 玉川市 

私共監事は、社会福祉法第40条及び関係法令の規定に基づき、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの会計年度における理事の職務執行等を監査しましたので、その結果を次のとおり報告します。

### 1. 監査方法の概要

- (1) 理事会に出席した理事等と適時面接して法人の状況を把握し経営意思の経過を聴取し、経営執行の重要事項について報告を受けるとともに、必要と認めた意見の陳述をしました。
- (2) 経理規程、決裁文書等の閲覧、帳簿、伝票、証憑類の処理状況の試査、現金預金の実査、立会照会、債権の確認、勘定明細書と計算書類の内容の審議をなし、経理責任者から説明を受けて帳簿、会計処理、計算書類の表示の正確性について監査しました。

### 2. 監査意見

- (1) 事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。

- (2) 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 資金収支計算書及び事業活動収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (5) 理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めました。